

議 第 1 号

国土強靱化の継続的・安定的な推進
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき国土強靱化が進められており、地方公共団体では国土強靱化地域計画等を定め継続的に予算を確保し、その担い手である建設業では計画的に建設機械等の設備投資や人材確保等を行い、災害に強いインフラ整備等に取り組んでいる。

こうした中、本年6月、中長期的な見通しに基づき国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、新たに政府が国土強靱化実施中期計画を策定し、実施すべき施策の内容・目標のうち、推進が特に必要となる施策の内容・事業規模を定めるものとされている。

今後も一層強力に国土強靱化に取り組むためには、これまでのペースを緩めることなく、令和7年度までを期間とする5か年加速化対策を着実に実施するとともに、地方における計画的な国土強靱化対策に切れ目が生じることのないよう、早期に中長期的な見通しが示されることが重要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の命と財産を守り、社会の重要な機能を維持する国土強靱化の取組を継続的・安定的に推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源について、例年以上の規模で確保し、計画的に事業を実施すること。
- 2 法律に基づく国土強靱化実施中期計画を早期に策定するとともに、5か年加速化対策の完了後の国土強靱化の取組に必要な予算・財源についても通常予算とは別枠で確保すること。